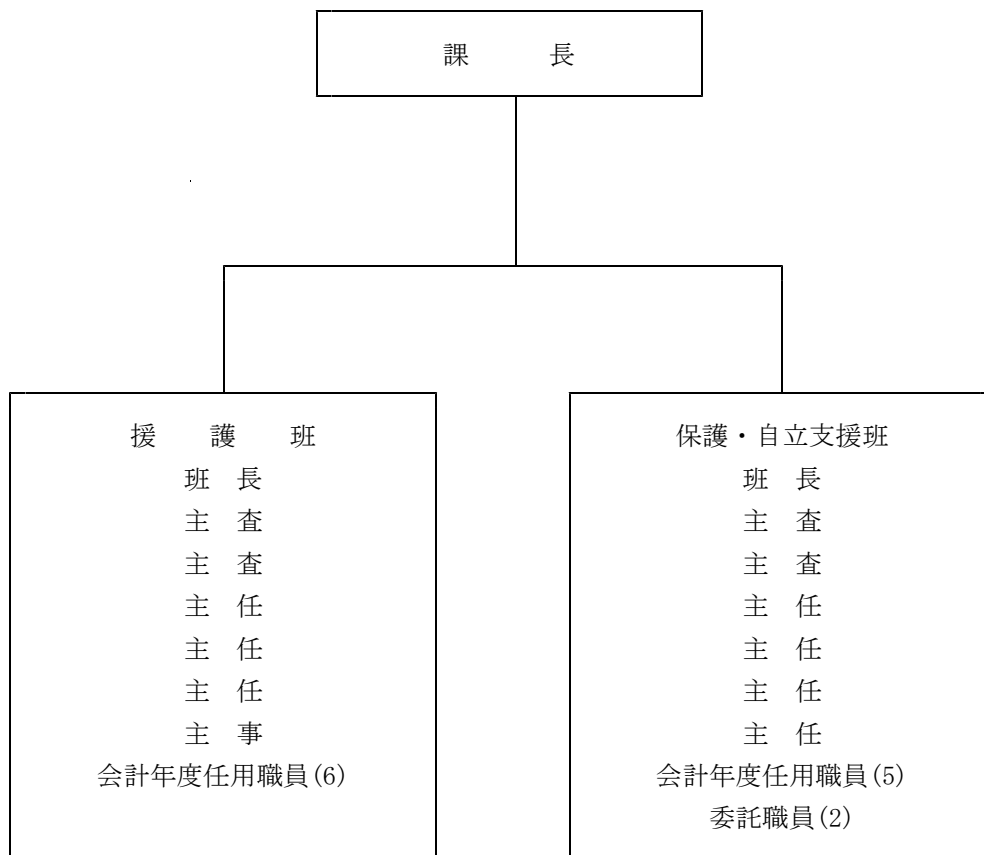


【保護・援護課】

1 保護・援護課の業務概要

(1) 組織図

機関名:保護・援護課



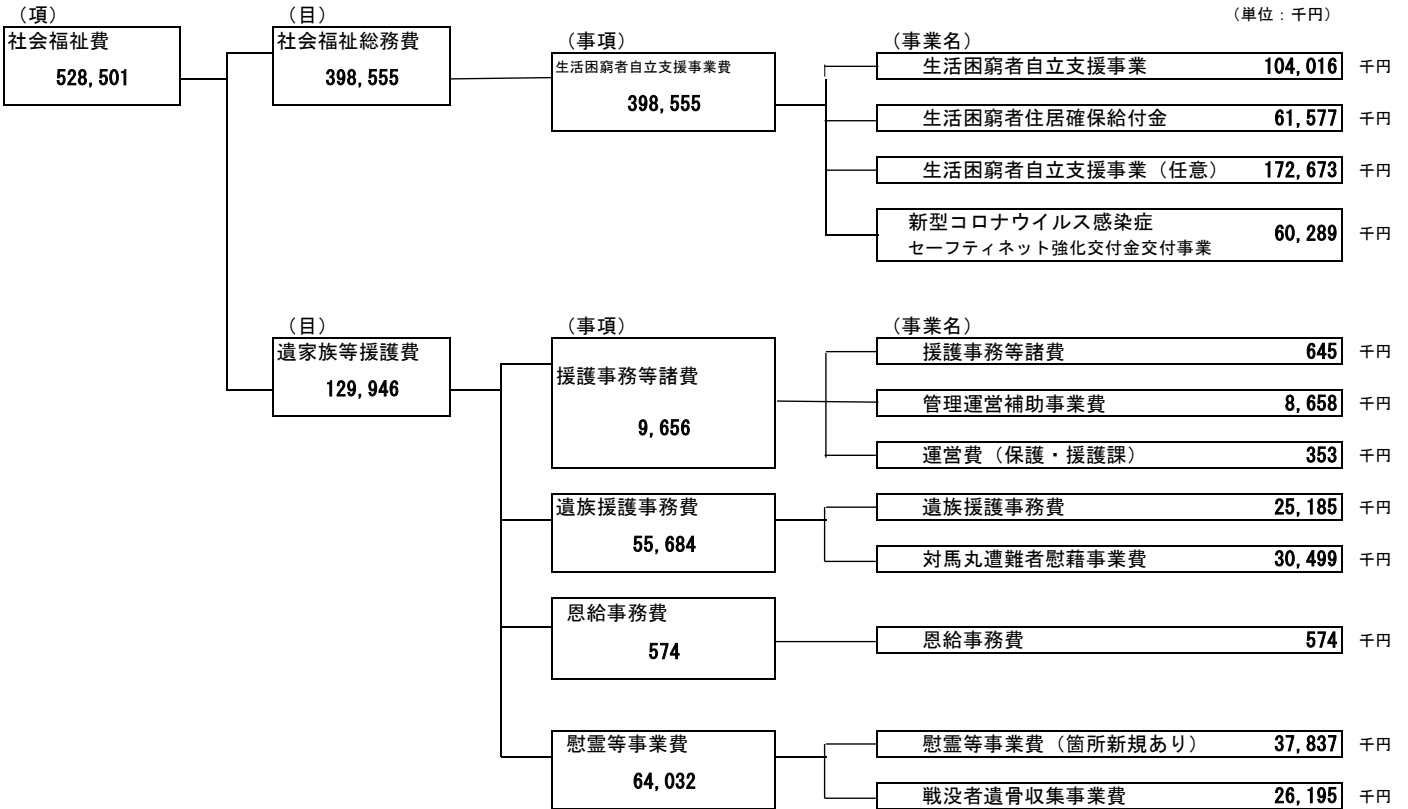
職員数	一般職員	15名
	臨任職員	0名
	小計	15名
会計年度任用職員		11名
委託職員		2名

(2) 事務分掌

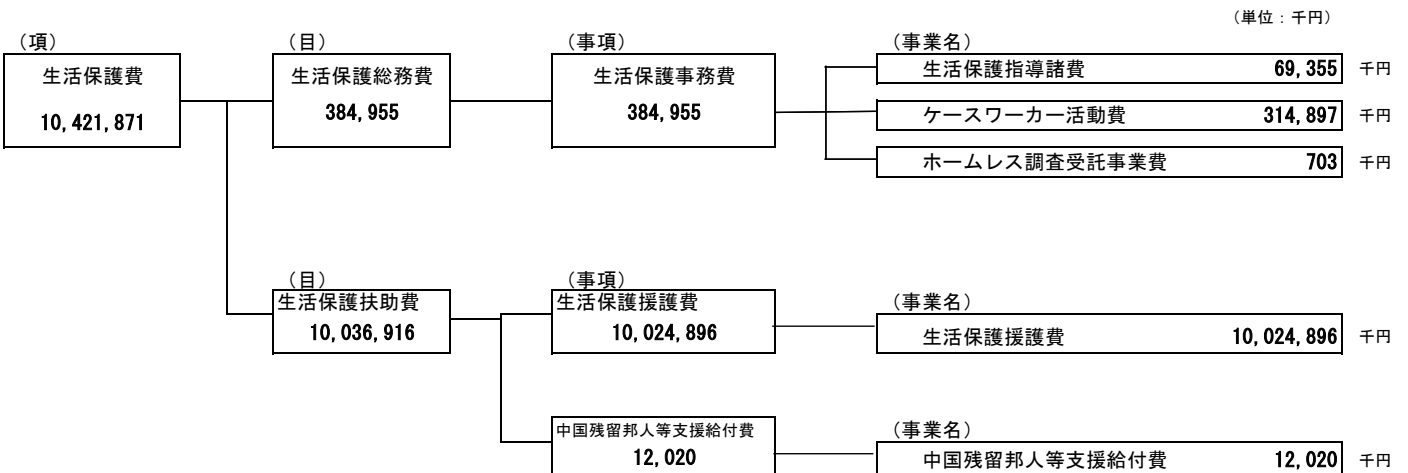
援護班	保護・自立支援班
① 戦没者遺族、戦傷病者、未帰還者留守家族及び引揚者の援護に関する事。	① 生活保護法の施行に関する事。
② 未帰還者の調査及び身分等に関する事。	② 生活保護の運営指導等に関する事。
③ 旧軍人軍属の死没者の公報、遺骨及び遺留品に関する事。	③ 生活保護における医療扶助事務及び介護扶助事務の運営指導に関する事。
④ 旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関する事。	④ 審査請求（不服申立て）に関する事。
⑤ 戦没者等の叙位叙勲に関する事。	⑤ 保護施設の整備及び運営指導に関する事。
⑥ 旧軍人軍属の軍歴証明に関する事。	⑥ 医療機関及び介護機関の指定等に関する事。
⑦ 戦没者の慰霊その他旧軍人軍属に関する事。	⑦ 診療報酬及び介護報酬に関する事（知事決定）。
⑧ 戦傷病者の更生医療給付の判定に関する事。	⑧ 福祉事務所（生活保護担当職員等）の研修に関する事。
⑨ 援護団体の指導及び助長に関する事。	⑨ 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
⑩ 戦災補償の請求に関する事。	⑩ 生活保護費国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に関する事。
⑪ 霊域の管理に関する事。	⑪ 生活困窮世帯等への学習支援に関する事。
⑫ 中国残留邦人等に対する支援策に関する事。	⑫ 生活困窮者自立支援制度に関する事。
	⑬ ホームレスに関する事。

(3) 主要事業の体系図

(款) 03民生費



(款) 03民生費



2 福祉活動の推進

(1) 生活困窮者自立支援制度について

ア 概要

生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者が制度の狭間に陥ることのないよう、総合的な相談事業の実施や住居確保給付金の支給などの包括的な支援を行うものである。

	事業名	内容
必須事業	自立相談支援事業	生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援プランを作成し、様々な支援を包括的かつ計画的に行う。
	住居確保給付金	離職、廃業又はやむを得ない休業等により住居を失った又は住居を失うおそれのある生活困窮者に対し家賃相当額を支給する。
任意事業	就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	一時生活支援事業	一定の住居をもたない生活困窮者に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する。
	家計改善支援事業	生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援（貸付のあっせん等を含む）を行う。
	子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者に対し、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援等を行う。
	その他の事業	就労訓練推進事業（民間事業者等の就労訓練事業への参入促進と利用促進を行う。）、人材養成推進事業（人材養成研修の実施）、アウトリーチ支援事業（積極的な情報把握による早期支援や集中的な支援を行う。）

イ 対象者

生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法第3条第1項））

ウ 施行期日

平成27年4月1日

エ 実施主体

福祉事務所設置自治体（県及び11市）

表2-1 生活困窮者自立支援法に基づく事業等の利用実績（単位：件数、人）

		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R4/R3比
新規相談受付件数		919	766	808	6,105	4,963	1,413	28.5%
プラン作成件数		420	524	539	673	1,048	649	61.9%
利用件数	住居確保給付金	36	58	30	301	651	254	39.0%
	一時生活支援事業	111	103	79	80	74	98	132.4%
	家計改善支援事業	83	116	138	109	132	137	103.8%
	就労準備支援事業	48	40	39	31	26	30	115.4%
支援者数	子どもの学習・生活支援事業	82	99	104	93	79	54	68.4%

（県所管：町村の利用実績）

(2) 生活保護の充実

ア 目的

憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

イ 保護の実施内容

(ア) 生活保護基準

要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地別等に分けて保護の種類ごとに厚生労働大臣が定める。

令和5年10月1日現在の生活保護基準によって保障される最低生活保障水準を事例をもって計算すると表2-4のとおり（ただし、医療費、介護費、その他の一時扶助は除く。）。

(イ) 保護の方法

居宅保護を原則とし、給付は金銭給付と現物給付（主として医療）がある。

(ロ) 給付の内容

生活保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類（要保護者の必要に応じて単給または併給）。

(ハ) 保護の実施

a 保護の申請

要保護者が自分の居住地を管轄する福祉事務所に申請（本人が病気などで申請できないときは、扶養義務者又はその他の同居の親族が申請することもできる。）。

b 福祉事務所

福祉事務所は、要保護者の最低限度の生活の保障及び自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言を行う。保護の決定は、要保護者の困窮の程度を調査した上で行われる。

c 民生委員は、福祉事務所の協力機関として要保護者の発見、生活状態の調査、生活指導等に当たっている。

表2-2 被保護世帯、人員、保護率の推移（各年度とも月平均）（単位：世帯、人、%）

区分	県 計			郡 部 計			市 部 計			全国
	世帯	人員	保護率	世帯	人員	保護率	世帯	人員	保護率	保護率
昭和47年度	10,586	31,659	30.93	4,711	13,814	38.74	5,875	17,845	26.79	12.7
60年度	12,296	28,331	23.71	3,755	8,256	21.36	8,541	20,075	24.84	11.8
平成30年度	28,823	37,269	25.30	3,983	5,044	15.02	24,840	32,224	28.33	16.6
令和元年度	29,568	37,845	25.59	4,096	5,161	15.32	25,472	32,683	28.62	16.4
2年度	30,176	38,251	25.78	4,212	5,257	15.55	25,964	32,994	28.80	16.3
3年度	30,947	38,806	26.14	4,304	5,289	15.61	26,644	33,518	29.26	16.3
4年度	31,573	39,177	26.40	4,328	5,269	15.52	27,245	33,908	29.62	

* 数値はそれぞれの年度の月平均であり、必ずしも合計に一致しない（保護停止中の世帯も含む。）。

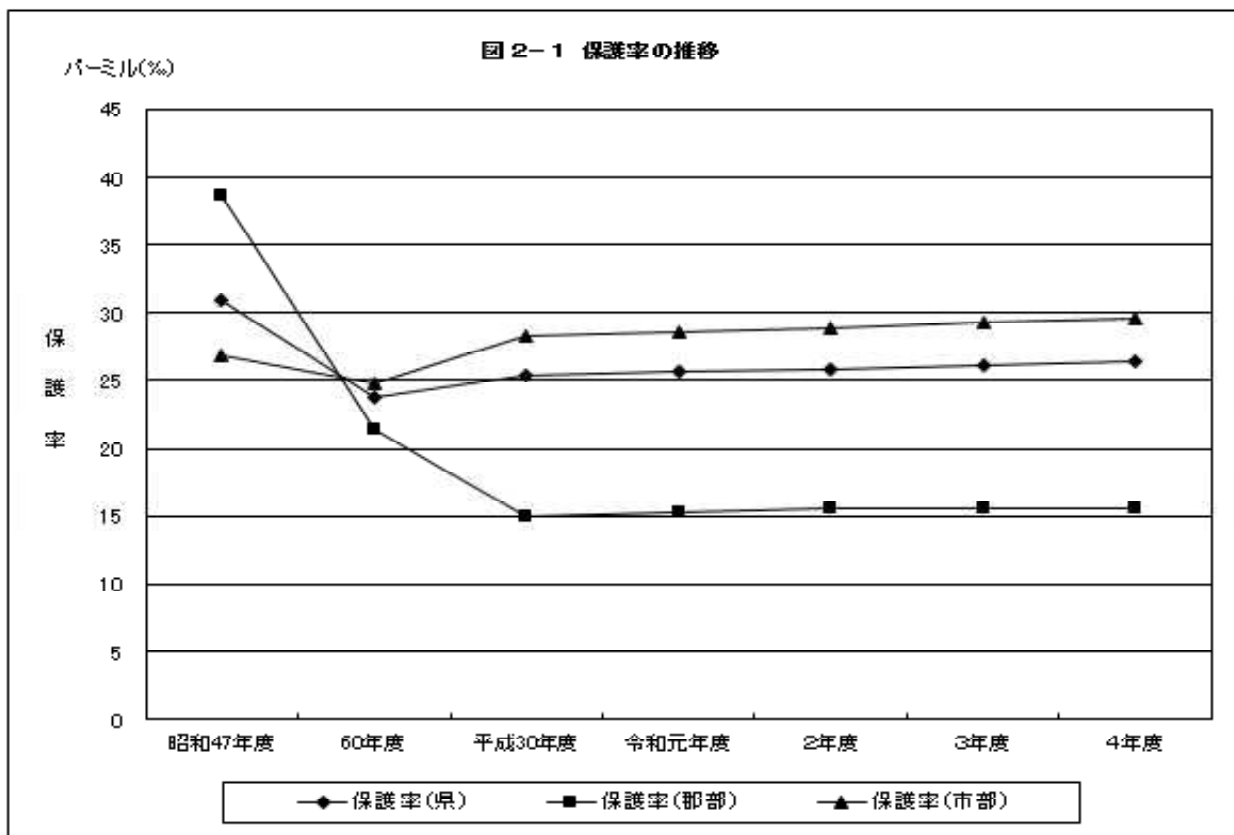


表2-3 生活保護費の予算・実績の状況

事業名	生活保護費	事業開始年度	昭和25年度
実施主体	県・市（福祉事務所）	負担割合	国3/4、県・市1/4
令和5年度当初予算額（扶助費県分）	9,500,923千円	（根拠法令等） 生活保護法 昭和25年5月4日法律第144号	
令和4年度実績額（扶助費県分）	8,841,783千円		

表2-4 最低生活費保障水準(月額)の具体的事例(令和5年10月1日)

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】 (単位:円)						
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	177,860	173,400	169,250	165,090	159,050	153,870
生活扶助	154,670	150,210	146,060	141,900	140,860	135,680
児童養育加算	10,190	10,190	10,190	10,190	10,190	10,190
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

2. 高齢者単身世帯【68歳】 (単位:円)						
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	90,980	87,950	86,090	84,240	78,770	76,450
生活扶助	77,980	74,950	73,090	71,240	70,770	68,450
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 夫婦子2人世帯【35歳、30歳、9歳(小学生)、4歳】 (単位:円)						
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	217,310	211,340	204,750	199,400	193,170	187,080
生活扶助	181,330	175,360	168,770	163,420	162,190	156,100
児童養育加算	20,380	20,380	20,380	20,380	20,380	20,380
教育扶助	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

- (注) 1 生活扶助には、冬季加算(Ⅵ区類額×5月(11月～3月)/12月)を含む。
 2 県内の級地区分は、那覇市が2級地-1、豊見城市、南城市を除く他の8市は3級地-1に属し、その他の町村(豊見城市、南城市を含む)は3級地-2に属している。
 3 勤労収入がある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費しうる水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。

表2-5 生活保護費扶助別推移(県計)

(単位:千円、%)

年 度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	医療扶助費	介護扶助費	その他扶助費	計
昭和47年度	(71.6) 2,380,140	(3.2) 105,822	(3.9) 130,433	(20.7) 688,580	(0.0) 0	(0.5) 17,303	(100.0) 3,322,278
60年度	(43.8) 9,340,851	(7.8) 1,653,493	(2.5) 531,703	(45.1) 9,602,460	(0.0) 0	(0.9) 183,930	(100.0) 21,312,437
28年度	(30.4) 18,266,168	(13.1) 7,899,386	(0.5) 320,679	(51.8) 31,103,204	(3.2) 1,905,248	(1.0) 579,390	(100.0) 60,074,075
29年度	(29.5) 18,223,729	(13.1) 8,108,463	(0.5) 312,399	(52.7) 32,495,761	(3.2) 1,974,607	(1.0) 600,255	(100.0) 61,715,214
30年度	(28.8) 18,129,660	(13.2) 8,294,943	(0.4) 270,396	(53.5) 33,650,600	(3.2) 1,986,236	(1.0) 621,320	(100.0) 62,953,155
令和元年度	(27.9) 18,049,353	(13.1) 8,471,510	(0.4) 229,859	(54.6) 35,320,508	(3.2) 2,039,188	(0.9) 598,238	(100.0) 64,708,656
2年度	(27.8) 17,945,801	(13.4) 8,658,743	(0.4) 234,651	(54.2) 34,979,998	(3.2) 2,064,197	(1.0) 614,199	(100.0) 64,497,589
3年度	(28.0) 18,197,348	(13.6) 8,863,061	(0.3) 212,656	(54.0) 35,114,587	(3.2) 2,074,343	(0.9) 608,689	(100.0) 65,070,684
4年度	(27.9) 18,324,502	(13.7) 8,986,497	(0.3) 202,480	(54.0) 35,455,567	(3.2) 2,101,669	(1.0) 626,440	(100.0) 65,697,155

* その他扶助費は、施設事務費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、就労自立給付金及び進学準備給付金を合計したものである。

表2-6 世帯類型別、労働力類型別、被保護世帯の推移

(単位：世帯)

年 度	市郡部	被 保 護 世 帯 数	世帯類型別世帯数				労働力類型別世帯数		
			高齢者 世 帯	母 子 世 帯	傷病・障 害者世帯	その他 世 帯	世帯主 が稼動	世帯員 が稼動	非稼動
昭和 47年度	市	—	—	—	—	—	—	—	—
	郡部	—	—	—	—	—	—	—	—
	県	10,389	3,282	1,381	2,127	3,599	3,504	1,434	5,451
60年度	市	8,511	2,240	1,512	3,575	1,184	1,396	651	6,464
	郡部	3,739	1,299	442	1,319	679	895	346	2,499
	県	12,250	3,539	1,954	4,894	1,863	2,292	997	8,961
平成 30年度	市	24,757	13,287	1,131	7,756	2,584	2,180	2,799	21,959
	郡部	3,965	2,144	171	1,027	623	466	571	3,394
	県	28,722	15,431	1,301	8,782	3,207	2,646	3,369	25,353
令和 元年度	市	25,380	13,975	1,104	7,807	2,484	2,272	584	22,524
	郡部	4,075	2,264	173	1,009	629	491	103	3,481
	県	29,455	16,239	1,276	8,827	3,113	2,763	687	26,005
2年度	市	25,881	14,377	1,071	7,875	2,557	2,301	530	23,050
	郡部	4,195	2,358	168	1,027	644	513	92	3,591
	県	30,076	16,735	1,238	8,901	3,201	2,814	622	26,641
3年度	市	26,554	14,906	1,042	7,925	2,682	2,301	513	23,740
	郡部	4,289	2,459	152	1,018	660	521	86	3,682
	県	30,843	17,364	1,194	8,942	3,342	2,822	599	27,422
4年度	市	27,128	15,442	1,011	7,900	2,775	2,342	464	24,322
	郡部	4,310	2,502	145	1,029	635	522	81	3,707
	県	31,438	17,944	1,156	8,929	3,409	2,864	545	28,029

* 数値はそれぞれの年度の月平均であり、必ずしも合計に一致しない。また現に保護を受けている世帯の数値である。

表2-7 医療扶助受給人員の推移

(単位：人、%)

年 度	被保護 人 員	入 院				入 院 外			合 計		医 療 扶 助 率
		人 員	うち精神	指 数	構成比	人 員	指 数	構成比	人 員	指 数	
昭和47年度	31,659	906	497	100.0	23.1	3,017	100.0	76.9	3,923	100.0	12.4
60年度	28,331	2,184	1,145	241.1	14.5	12,850	425.9	85.5	15,034	383.2	53.1
平成29年度	36,886	2,364	1,029	260.9	8.2	26,358	873.6	91.8	28,722	732.1	77.9
30年度	37,269	2,394	1,060	264.2	8.2	26,633	880.6	91.8	29,027	738.2	77.9
令和元年度	37,845	2,753	1,144	303.9	9.3	26,742	886.4	90.7	29,495	751.8	77.9
2年度	38,251	2,625	1,125	289.7	9.1	26,294	871.5	90.9	28,919	737.1	75.6
3年度	38,806	2,567	1,105	283.3	8.8	26,603	881.7	91.2	29,170	743.5	75.1
4年度	39,177	2,561	1,096	282.6	8.7	26,840	889.6	91.3	29,401	749.4	75.0

* 数値はそれぞれの年度の月平均であり必ずしも合計に一致しない。医療扶助率は、医療扶助人員／被保護人員（保護停止を含む）の割合である。

(3) 統計調査

社会福祉統計調査（統計法に基づく一般統計調査）を行う。

表2-8 社会福祉統計調査一覧

調査名称	調査目的	調査基準日	調査対象	調査事項
被保護者調査 (一般統計)	生活保護法に基づく保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	基礎調査・個別調査 毎年7月31日 月別概要 毎月1か月間	都道府県、指定都市、中核市及び福祉事務所	基礎調査 教育扶助受給状況、介護扶助受給状況 等 個別調査 世帯の状況、世帯員の状況 月別調査 保護の種類別被保護世帯数及び被保護人員 等
社会保障生計調査 (一般統計)	被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	調査年 4月1日から翌年3月31日まで	全国の被保護世帯の中から抽出された1,100世帯 (沖縄県は6年周期で連続した2年が対象となる)	被保護世帯の家計収支の状況、消費品目の種類、購入数量等

3 戦没者の遺族・戦傷病者等の援護

(1) 戦没者の遺族の援護

戦没者の遺族の援護は、恩給法によるほか、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）、特別弔慰金支給法、各種特別給付金支給法により行われている。

援護法は、軍人軍属及び準軍属の傷病又は死亡等に関し国家補償の精神に基づき援護を行うことを目的としている。

終戦時までは軍人や文官が公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより障害の状態になりまたは死亡した場合、恩給法による傷病恩給や公務扶助料が支給されていたが、終戦に伴い連合国側から「軍人またはその遺族であることにより一般の困窮者と差別し優遇されるというこのような制度は好ましくない」という覚書が発せられ、これに基づき「恩給法ノ特別ニ関スル件」（昭和21年2月1日勅令第68号）により軍人恩給は一部の傷病恩給を除いて廃止された。

昭和27年、講和条約が締結されるとともに同年3月「戦傷病者戦没者遺族等援護法」案が国会に出され、同年4月25日成立、制定されたことによって遺族年金及び弔慰金が支給されることとなり、国の援護が開始された。なお、本県は同法律の制定当時行政分離下にあり、同法律を直ちに適用することができなかつたため、国は「北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大島諸島を含む。）に現住する者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の取扱について」（昭和28年3月26日援護第187号）を定め、年金、弔慰金請求が開始された。

しかし、援護法の対象はまず昭和21年勅令第68号により、恩給の停止されるに至った軍人及びその遺族とされ、次に、戦地勤務の雇員、傭人等の有給軍属及びその遺族とされた。その後、昭和28年恩給法の復活により例外的なものを除き、恩給の適用を受ける軍人は、同法に移行することになった。

また、昭和34年からは、従来弔慰金のみが支給されていた被徴用者、戦闘参加者等についても年金給付が行われることになり、新たに準軍属に対しても障害年金または遺族給与金が支給されることになった。

さらにその後の法改正により現在では、制定当初の軍人軍属を主体とした対象範囲から軍属、準軍属を中心としたものへと大きくその性格を異にすることとなり、また、夫に対する支給条件の緩和、款症程度の死亡者に対しての年金の支給及び扶助加給が措置され、年金額が大幅な増額となり、これまでの年2回から年4回に分けて支給することとなった。

援護業務の推進については、復帰に伴って厚生省より県知事への一部業務の委任、資料の返還があったことにより大きく前進し、種々の問題が解決または処理されつつあるが、請求手続きの煩雑さや関係者を含めた制度の浸透が未だ十分ではないことなどにより、未受給者が今なお存在する状況である。特に本県は、戸籍や公的資料の焼失等、立証する根拠資料が充分でなく処理困難なケースもある。これについては厚生労働省と密接な連絡のもと、援護業務の迅速な処理に努めているところである。

ア 戦傷病者戦没者遺族等の援護

軍人、軍属等が戦死、公務中に負傷したり病により死亡した場合に、その遺族に対し国家補償の精神に基づく援護として遺族年金、遺族給与金、弔慰金等が戦没者の身分、遺族の支給条件に従い、それぞれ支給されている。

表2-9 市町村別弔慰金裁定状況(令和5年3月末現在)

市町村名	受給者数				市町村名	受給者数			
	軍人・軍属		戦闘参加者			軍人・軍属		戦闘参加者	
	陸軍	海軍	陸軍	海軍		陸軍	海軍	陸軍	海軍
那覇市	5,624	1,628	11,753	880	栗国村	130	67	207	0
宜野湾市	1,348	254	2,232	12	渡名喜村	102	40	64	4
石垣市	486	145	69	12	南大東村	9	0	3	0
浦添市	975	154	2,969	11	北大東村	4	0	1	0
名護市	1,741	512	1,046	70	伊平屋村	122	39	39	3
糸満市	2,744	430	5,475	42	伊是名村	145	72	13	6
沖縄市	1,644	485	1,160	69	久米島町	394	151	46	64
豊見城市	839	221	2,288	43	八重瀬町	1,365	261	3,973	39
うるま市	2,711	1,091	533	63	多良間村	40	20	1	0
宮古島市	946	408	70	17	竹富町	199	9	6	2
南城市	1,985	376	3,848	13	与那国町	87	27	2	0
国頭村	637	134	278	13					
大宜味村	476	138	341	0					
東村	157	32	55	0					
今帰仁村	732	157	380	9					
本部町	1,360	371	1,122	16					
恩納村	376	151	365	22					
宜野座村	252	57	71	3					
金武町	458	145	121	20					
伊江村	903	54	743	0					
読谷村	1,833	207	480	5					
嘉手納町	469	79	162	5					
北谷町	497	165	364	17					
北中城村	692	115	561	6	本籍が沖縄	759	208	167	0
中城村	835	144	2,589	3	他県に居住				
西原町	925	149	3,267	12	本籍が他県	63	43	73	0
与那原町	370	87	817	0	沖縄に居住				
南風原町	903	112	2,394	6	合計	36,598	8,995	50,848	1,488
渡嘉敷村	96	27	330	0		45,593	52,336		
座間味村	165	30	370	1		97,929			

(注) 平成7年3月末の数字を見直し、弔慰金裁定通知書を逐一数えて作成した。

表2-10 遺族年金等受給者状況(令和5年3月末現在)

種 別	遺族年金	遺族給与金	障害年金	計
受 給 者 数	50人	164人	190人	404人

表2-11 遺族年金等処理状況(令和5年3月末現在)

種 別	受 付 件 数	処 理 件 数	未処理件数
遺 族 年 金	43,894	43,894	0
遺 族 給 与 金	21,140	21,139	1
弔 慰 金	107,703	107,703	0
遺 族 一 時 金	44	44	0

- (注) 1 受付・処理・処理中件数は初年度請求のみ。
 2 処理件数は、裁定、却下、取下の合計件数である。

イ 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

この給付金は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）により支給され、戦没者等の妻が一心同体である夫を失った特別の痛手があるうえ、生計の中心を失った経済的な困難と戦ってこななければならなかったこと等の特別な精神的苦痛があることにかんがみ国として特別の慰藉をするため、かかる妻に対し特別給付金を支給するものである。

表2-12 戦没者等の妻に対する特別給付金請求書受付処理状況(令和5年6月末現在)

	国債の名称 (発行日・額・償還期間)	受付	他県 送付	取り 下げ	裁 定		計	未処理
					可決	却下		
1	特別給付金 昭和38.5.1/ 20万円・10年	15,408	93	375	14,933	7	15,408	0
2	第4回特別給付金 昭和48.5.1/ 60万円・10年	13,837	93	92	13,640	12	13,837	0
3	第10回特別給付金 昭和58.11.1/120万円・10年	11,533	86	78	11,367	2	11,533	0
4	第17回特別給付金 平成5.11.1/ 180万円・10年	8,629	63	4	8,540	22	8,629	0
5	第22回特別給付金 平成15.11.1/200万円・10年	5,005	51	0	4,951	2	5,004	1
6	第27回特別給付金 平成25.11.1/200万円・10年	1,642	23	3	1,614	0	1,640	2

ウ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給

特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）によって支給され、先の大戦において公務等のために国に殉じた戦没者に思いをいたし、戦後20・30・40・50・60・70周年といった機会に国として弔慰の意を表するため、これらの遺族に支給される。

その対象は、戦没者の遺族で遺族年金、遺族給与金及び公務扶助料等の年金受給権者が失権（死亡・再婚等）し他に年金受給権者がいない場合や、弔慰金を受給したものの当初より年金受給権者がいなかった遺族に対して支給する制度である。

表2-13 特別弔慰金請求書受付処理状況(令和5年6月末現在)

	国債の名称 (発行日・額・償還期間)	受付	他県 送付	取り 下げ	裁 定		計	未処理
					可決	却下		
1	特別弔慰金 昭和40.6.16・3万円・10年	44,897	56	462	43,831	336	44,685	0
2	第二回特別弔慰金 昭和50.10.1・20万円・10年	51,432	131	1,192	49,902	56	51,281	0
3	第三回特別弔慰金 昭和54.10.1・12万円・6年	2,614	13	76	2,513	2	2,604	0
4	第四回特別弔慰金 昭和60.10.1・30万円・10年	58,073	178	714	56,755	351	57,998	2
5	第五回特別弔慰金 平成元年10.1・18万円・6年	3,171	17	76	3,056	21	3,170	0
6	第六回特別弔慰金 平成7.10.1・40万円・10年	62,597	250	205	60,994	1,147	62,596	1
7	第七回特別弔慰金 平成11.10.1・24万円・6年	3,146	28	30	3,062	26	3,146	0
8	第八回特別弔慰金 平成17.10.1・40万円・10年	62,884	302	26	62,206	346	62,880	2
9	第九回特別弔慰金 平成21.10.1・24万円・6年	2,179	15	3	2,117	44	2,179	0
10	第十回特別弔慰金 平成27.10.1・25万円・5年	52,430	275	141	51,710	303	52,430	0
11	第十一回特別弔慰金 令和2.10.1・25万円・5年	45,187	251	47	43,916	140	44,354	833

エ 戦没者の父母等に対する特別給付金の支給

この給付金は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）により支給され、先の大戦により、すべての子または最後に残された子を軍人等として戦争で亡くした父母等には、最愛の子や孫を国に捧げ、しかもそのために子孫が絶えたといういいしれぬ寂寥感や孤独感と戦って生きてこなければならなかったという特別の事情がある点にかんがみ、国としてもこのような戦没者の父母等の精神的痛苦に対して特別の慰藉をするために支給されるものである。

表2-14 戦没者の父母等に対する特別給付金請求書受付処理状況(令和5年6月末現在)

	国債の名称 (発行日・額・償還期間)	受付	他県 送付	取り 下げ	裁 定		計	未処理
					可決	却下		
1	第3回特別給付金 昭和42.5.16・10万円・5年	504	2	3	499	0	504	0
2	第5回特別給付金 昭和48.5.1・30万円・5年	418	3	3	412	0	418	0
3	第7回特別給付金 昭和54.4.1・60万円・5年	337	3	5	329	0	337	0
4	第9回特別給付金 昭和58.4.1・60万円・5年	244	3	6	235	0	244	0
5	第14回特別給付金 昭和63.4.1・75万円・5年	175	2	0	166	7	175	0
6	第16回特別給付金 平成5.4.1・90万円・5年	106	1	0	104	1	106	0
7	第19回特別給付金 平成10.4.1・100万円・5年	59	0	0	58	1	59	0
8	第21回特別給付金 平成15.4.1・100万円・5年	22	0	0	21	1	22	0
9	第24回特別給付金 平成20.4.1・100万円・5年	19	0	0	18	1	19	0
10	第26回特別給付金 平成25.4.1・100万円・5年	9	0	0	9	0	9	0

オ 戦没者遺族相談員

昭和45年7月13日厚生省発援第73号により戦没者遺族相談員設置要綱が定められ、同要綱に基づき同年10月から戦没者遺族相談員10名が厚生大臣から委託され、昭和48年から30名に増員され、各種相談業務を行っている。

戦没者の遺族に対しては、援護法及び恩給法を根幹として援護の体系がほぼ整備されているところであるが、その後の諸法の多岐にわたる改正により、複雑難解をきわめ、一般的な相談業務制度では必ずしもその要請に充分応えているとはいえない。このような現状から各種の援護を効果的に実施して遺族の福祉の推進を図るため、援護業務に熱意と識見を有し、地域の実情にも精通した者を遺族相談員として委託し、遺族の相談に応ずるとともに、相談業務を通じて援護業務の円滑な推進を図ろうとするものである。

表2-15 地区別戦没者遺族相談員の委託状況(令和5年3月末現在)

地区	南部地区	那覇地区	中部地区	北部地区	宮古地区	八重山地区	計
相談員数	6人	5人	7人	5人	1人	1人	25人

表2-16 戦没者遺族相談員の年度別相談業務状況

相談事項		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
(1)戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金等に関する相談		16	4	22	14	15	
(2)各種給付金支給法等の受給に関する相談		43	55	35	32	31	
(3)恩給法等による各種給付金の受給に関する相談		3	2	3	1	1	
(4)その他		21	25	21	24	16	
(5)合計		83	86	81	71	63	
参 考	戦没者遺族相談員対応相談者数(人)	92	83	80	66	61	
	相談の態様	(自宅相談)	(54)	(46)	(37)	(37)	(28)
		(出張相談)	(34)	(40)	(34)	(34)	(38)

(2) 旧軍人軍属の恩給

恩給制度は、我が国初めての年金制度であり、明治初期に軍人を対象として発足した最も古い年金制度である。

その間、いろいろな変遷を経てきたが、中でも旧軍人軍属及び準軍人に対する普通恩給、扶助料等は、昭和21年一部の傷病恩給を除いて廃止され、昭和28年法律第155号により請求権が復活するまで軍人恩給の空白期間が続いた経緯がある。

その後、何度も法改正が積み重ねられ、地域加算、抑留加算、内国戦務加算、高齢者に対する優遇措置、さらに加算年齢の引き下げ、及び傷病者遺族特別年金の給付など恩給年額は毎年改正・見直しされてきた。また、外国に移住している年金受給者や外国で恩給を希望する場合も送金できる特例が定められるなど手続上の改正もなされてきた。

現在、旧軍人軍属の恩給は、陸海軍の兵役であったすべての旧軍人と陸軍の見習士官や海軍の候補生や見習尉官、陸海軍の学校の学生生徒であった準軍人および軍部内の文官等であった旧軍属を対象として、本人に対しては、普通恩給、傷病恩給、遺族へは扶助料、特別年金等が給付されている。

本県においては、先の大戦で戸籍やその他の資料等の多くを焼失したため書類整備が困難をきわめ、恩給処理が遅れてきたが、復帰に伴って厚生省から資料の県への移管や一部業務の委任等があったことにより大きく前進した。

しかし、請求業務の煩雑さや対象者の高齢化に伴う記憶の曖昧さ、戸籍等公的資料の焼失・散逸等による立証資料の入手難などから、未だ未請求のケースがあると考えられる。引き続き、制度の周知を図りながら、相談業務については、丁寧な聞き取り等を通して恩給業務にあたる必要がある。

表2-17 軍人の恩給等処理状況

恩給種別		区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理		
傷	病	恩	給	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
傷	病	賜	金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公	務	扶	助	料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普	通	恩	給	初度・通算改定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				加算恩給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普	通	扶	助	料	初度・通算改定	0	0	0	0	0	0	0	0
					加算扶助料	0	0	0	0	0	0	0	0
小計				0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
一	時	恩	給	下士官	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				兵	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一	時	扶	助	料	下士官	0	0	0	0	0	0	0	0
					兵	0	0	0	0	0	0	0	0
小計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
加	算	改	定	普通恩給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				公務扶助料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				普通扶助料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一	時	金		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計				1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

(注) 処理件数には、再進達等も含む。

(3) 軍歴証明事務

恩給法に基づく各種の軍人恩給請求（年金、一時金、一時恩給、扶助料等）のための軍歴事項並びに国家公務員や地方公務員等退職者の各共済組合法等による年金請求のための軍歴事項と現職者の前歴（軍歴の分）証明のための事務である。

軍歴証明事務は、復帰前は旧陸海軍とも厚生省で行っていたが、復帰後、旧陸軍については県に委任された。旧海軍の軍歴証明については、現在、厚生労働省にその資料があるため、同省へ照会し、その回答により本県で証明等を行っている。

本県は、戦災により多くの公的資料を焼失したことから、請求者の記憶のうすれ等のため、軍歴整備の調査究明には困難なケースも少なくない。

表2-18 軍歴証明の処理状況

恩給種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理	
軍人文官等恩給請求	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	※1
共済組合法に基づく履歴整備	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	※2
その他（裁判所等含む）	41	41	33	33	17	17	22	22	22	22	※3
計	46	46	35	35	17	17	22	22	22	22	

※1：恩給法及び各共済組合法関係の証明

※2：厚生年金保険法関係の証明

※3：上記以外の証明

(4) 戦傷病者の援護

戦傷病者の援護については、恩給法（大正12年法律第48号・昭和28年法律第155号）による増加恩給、傷病恩給、特例傷病恩給、傷病賜金及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による障害年金・障害一時金の支給がある。昭和38年には戦傷病者特別援護法が施行され、同法により、戦傷病者手帳の交付を受けると、請求に基づき、療養の給付をはじめ、補装具の支給、旅客鉄道会社の無賃取り扱い、傷病の程度による航空券の割引等が受給できる。

さらに昭和41年からは、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法が施行され、昭和12年7月7日以降負傷疾病にかかった者で昭和38年4月1日または昭和48年4月1日において5款症以上の年金及び一時金受給者の妻に対し特別給付金が国債で支給されている。

公務上傷病を受けた者に対して、その受傷、り病の程度に応じて年金・一時金が支給されるが、将来受傷・り病の程度が回復、あるいは低下する場合があると認められ、5年の期間を限って裁定された者は、その期間満了の6か月前までにその傷病が回復しない場合は再審査を請求することができる。また、傷病の程度が増進した場合は、有期裁定・無期裁定を問わずいつでも、じ後重症の請求をすることができる。

ア 傷病恩給

傷病恩給は在職中公務により受傷、り病し、重度の障害となって退職したとき、または退職後に重度の障害となった旧軍人に対し、恩給法に規定された障害の程度により支給される。現在では当該者の大部分がその補償をうけているが、未処遇の者については受傷、り病が戦地及び終戦後の特殊事情のため立証する資料が不足し、請求に必要な資料整備に支障をきたした状況がある。なお、傷病恩給の処理状況は、表2-17のとおりである。

イ 障害年金

障害年金は援護法に基づき軍人軍属及び準軍属で公務上の負傷、若しくは疾病にかかったものが一定程度以上の障害を残している場合、国家補償の精神に基づき援護するもので、障害の程度により障害年金及び障害一時金が支給されている。障害の程度は、特別項症、第1項症～第6項症、第1款症～第5款症まで区分されており、支給額は恩給法の改正による傷病恩給の増額に準じて改善されている。請求手続きは市町村で受付され、県から裁定庁(厚生労働省)へ進達されている。また、本県においては、住民を巻き込む悲惨な地上戦があったことなど特殊事情の下で、保護者が戦闘参加者として認められる場合に保護者と共に行動しなければならないやむを得ない事情があったときに、6歳未満の戦傷病者についても昭和56年10月1日から援護法による措置がなされている。

表2-19 障害年金の処理状況(令和5年3月末現在)

受付累計	処理累計	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
5,037(107)	5,037(107)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(注) 1 受付累計及び処理累計は昭和27年4月以降の分である。

2 件数は初度請求のみで、継続請求、額改定請求、じ後重症請求等は含まない。

3 () 書きは、6才未満内数。

表2-20 障害年金(6歳未満)処理状況

年度	受付	処理		
		可決	却下	取下
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
累計	107	65	42	0

(注) 上記件数は6歳未満の初度請求に係る処理件数である。

ウ 戦傷病者手帳交付

戦傷病者に対しては、傷病恩給、障害年金等を支給するほか、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により戦傷病者手帳を交付し国家補償の精神に基づき援護している。

手帳の交付を受けると障害の程度により下記の援護を受けることができる。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1 療養の給付 | 7 旅客鉄道会社の無賃乗車券引換証の交付 |
| 2 療養手当の支給 | 8 航空運賃の割引 |
| 3 葬祭費の支給 | 9 所得税の障害者控除、特別障害者控除 |
| 4 更生医療の給付 | 10 自動車税・軽自動車税、自動車取得税の減免 |
| 5 補装具の支給及び修理 | 11 NHK放送受信料の半額免除 |
| 6 国立療養所への収容 | |

表2-21 戦傷病者手帳の交付状況

年 度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
交付件数	0	0	0	0	0

表2-22 障害別の戦傷病者手帳交付状況(令和5年3月末現在)

種 目	特項症 ～2項症	3項症 ～4項症	5項症 ～6項症	7項症	款 症	目 症	その他	計
視 覚 障 害	3	1	32	0	0	0	0	36
聴 覚 障 害	0	0	1	0	2	0	0	3
言語機能障害	0	0	0	0	2	0	0	2
肢 体 不 自 由	8	34	18	2	58	6	0	126
神経機能障害	0	1	0	1	0	0	0	2
そ の 他	2	3	6	0	18	0	0	29
計	13	39	57	3	80	6	0	198

表2-23 療養費受給者数

区分	年度別	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
入 院		0	0	0	0	0
入 院 外		3	3	3	3	3
計		3	3	3	3	3

表2-24 年度別療養費及び補装具支給状況

(単位：件、千円)

事項別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	支 出	件数	支 出	件数	支 出	件数	支 出	件数	支 出
療 養 費	44	324	51	309	51	289	51	281	47	236
(入 院)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(通 院)	(44)	(324)	(51)	(309)	(51)	(289)	(51)	(281)	(47)	(236)
療 養 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更 生 医 療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葬 祭 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補装具給付	18	2,731	9	1,200	6	560	10	1,306	11	2,025
(支 給)	(14)	(2,187)	(7)	(897)	(6)	(560)	(8)	(1,184)	(7)	(955)
(修 理)	(4)	(544)	(2)	(303)	(0)	(0)	(2)	(122)	(4)	(1,070)
X 線 検 査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	62	3,055	60	1,509	57	849	61	1,587	58	2,261

エ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

この特別給付金は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）により、支給される。戦傷病者等の妻には、生涯の伴侶である夫が障害の状態であることにより当該戦傷病者等の日常生活上の介助及び看護、家庭の維持等のために払ってきた特別な精神的痛苦がある点にかんがみ、国として特別の慰藉をするために、かかる妻に対し特別給付金を支給するものである。

表2-25 戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書受付処理状況(令和5年6月末現在)

	国債の名称 (発行日・額・償還期間)	受付	他県 送付	取り 下げ	裁 定		計	未処理
					可決	却下		
1	第2回特別給付金 昭和41.5.16・10万円～5万円・10年	1,239	0	74	1,125	40	1,239	0
2	第6回特別給付金 昭和51.10.1・30万円～15万円・10年	1,043	1	34	1,002	5	1,042	0
3	第8回特別給付金 昭和54.10.1・5万円～2.5万円・5年	157	0	12	145	0	157	0
4	第11回特別給付金 昭和59.10.1・2万円～1万円・2年	146	1	41	103	1	146	0
5	第12回特別給付金 昭和61.10.1・60万円～15万円・10年	937	2	1	926	8	937	0
6	第13回特別給付金 平成23.10.1・5万円・5年	757	8	0	724	25	757	0
7	第15回特別給付金 平成3.10.1・15万円～7.5万円・5年	7	0	0	7	0	7	0
8	第18回特別給付金 平成8.10.1・90万円～7.5万円・10年	948	8	0	931	9	948	0
9	第20回特別給付金 平成13.10.1・15万円～7.5万円・5年	12	0	0	12	0	12	0
10	第23回特別給付金 平成18.10.1・100万円～15万円・10年	477	2	0	470	5	477	0
11	第25回特別給付金 平成23.10.1・15万円～7.5万円・5年	2	0	0	2	0	2	0
12	第28回特別給付金 平成28.10.1・50万円～15万円・5年	128	0	0	128	0	128	0
13	第29回特別給付金 令和3.10.1・50万円～7.5万円・5年	61	0	0	61	0	61	0

オ 戦傷病者相談員

戦傷病者相談員は戦傷病者の福祉の増進を図るため、戦傷病者特別援護法により厚生労働大臣から委託され、戦傷病者特別援護法による援護の受給、恩給法等による各種恩給等の受給、身体障害者福祉法等による各種社会福祉制度の利用に関する事項、職業あっせん等に関する事項、その他の相談指導業務に当たっている。

表2-26 地区別戦傷病者相談員の委託状況(令和5年3月末現在)

地 区	那覇地区	南部地区	中部地区	北部地区	宮古地区	八重山地区	計
相談員数	1人	3人	3人	2人	1人	1人	5人

(注) 北部・中部の1名、那覇・中部・北部・宮古・八重山の1名、中部・南部の1名は兼任

表2-27 戦傷病者相談員相談業務状況(令和5年3月末現在)

法 令 別	相 談 種 別	相 談 業 務 取 扱 件 数 (件)					
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
(1)	戦傷病者特別援護法による援護の受給に関する事項	手帳の交付	0	0	0	5	0
		療養の給付	1	0	0	5	0
		補装具支給修理	5	0	1	8	0
		JR無賃乗車券	5	0	0	7	0
		その他	6	0	0	5	0
(2)	恩給法等による各種恩給等の受給に関する事項	恩給法	6	0	1	3	0
		援護法	7	0	1	4	1
		その他	10	1	0	5	0
(3)	身体障害者福祉法等による各種社会福祉制度の利用に関する事項	身障者更生援護施設	2	2	1	0	1
		世帯更生資金	0	0	0	0	0
		その他	0	0	1	0	0
(4)	職業あっせん等に関する事項	0	0	0	0	0	
(5)	その他	0	0	1	1	0	
合 計		42	3	6	43	2	
参 考	戦傷病者相談員対応相談者数(人)		11	3	6	21	2
	相談の態様	自宅相談	(8)	(3)	(4)	(31)	(2)
		出張相談	(3)	(0)	(2)	(12)	(0)

(5) 対馬丸遭難学童の遺族に対する処遇

ア 対馬丸遭難学童の遺族に対する処遇

政府の通達に基づき各学校で決定された疎開学童、引率教師、世話人及び一般の付添人あわせて1,661人の疎開者を乗せた対馬丸は、長崎へ向けて航海中、昭和19年8月22日鹿児島県鹿児島郡十島村悪石島沖で敵潜水艦の魚雷攻撃を受けて沈没し、疎開学童、教師、世話人及び付添人あわせて1,484人の犠牲者を出した。

このときの遭難学童738人の遺族に対して政府から昭和37年に見舞金として2万円、さらに昭和47年には付添人等の遺族に3万円の見舞金の支給がなされ、また、遭難学童に対しては叙勲の伝達が行われた。

昭和52年には「対馬丸遭難学童の遺族に対する特別支出金の支給に関する要綱」が定められ、満60歳以上の遭難学童の父母、祖父母に対し、同年10月から特別支出金の支給がなされている。なお、受給条件に該当する者がいなくなったことから、本支出金事業は令和3年度で終了した。

イ 対馬丸記念館の建設

平成15年度には、対馬丸遭難学童らの遺族や関係者を慰藉し、対馬丸遭難の実相を永く後世に伝え、平和を祈念するとともに、地域の高齢者等の福祉の向上を目的に国庫補助による対馬丸記念館の建設（那覇市「旭が丘公園内」）が始まり、平成16年8月に開館した。

表2-28 対馬丸遭難者学童特別支出金支給状況(令和4年3月末現在)

年 度 別	支給対象学童数	遭難学童1人当たり支給年額	支 給 額
平成29年度	2 (人)	1,376,760 (円)	2,753,520 (円)
平成30年度	2	1,376,760	2,753,520
令和元年度	2	1,376,760	1,606,220
令和2年度	1	1,376,760	1,376,760
令和3年度	1	1,376,760	114,730

(注) 途中失権により、遭難学童1人当たり支給年額×支給対象学童数=支給額にはならない。

(6) 洋上慰霊

ア 対馬丸戦没者

平成9年12月12日、科学技術庁、海洋科学技術センターの調査により、鹿児島県南西諸島悪石島北西10km、水深870mの海底に沈んでいる「対馬丸」の船体が53年ぶりに確認された。

これを受け、政府主催の洋上慰霊が平成10年3月7日（第1回）、平成10年11月28日（第2回）、対馬丸の沈没地点において行われ、遺族・関係者等延べ764人（第1回：425人、第2回：333人）が参列した。

イ 戦時遭難船舶戦没者

厚生労働省は、平成13年8月6日「南西諸島方面海域洋上慰霊の実施」を発表し、これにより、沖縄関係の船舶は湖南丸他25隻が対象になった。

政府主催の洋上慰霊が、平成13年11月29日、30日に湖南丸他5隻の沈没地点において行われ、遺族・関係者等441人が参列した。

(7) 慰霊および遺骨収集

ア 戦没者の慰霊

(ア) 「慰霊の日」及び沖縄全戦没者追悼式

6月23日は、太平洋戦争において沖縄戦の日本軍による組織的戦闘が終了した日である。

この戦争によって日米両国将兵、沖縄県民あわせて20万人余の貴い人命が失われた。この戦争の悲惨さが年を追って忘れ去られようとするのを反省し、全戦没者の冥福と世界の恒久平和を祈念し、平和社会の建設に尽くすため、県条例でこの日を「慰霊の日」と定め広くその意義を認識するよう努めている。

県では、毎年6月23日の「慰霊の日」には、糸満市摩文仁の平和祈念公園において、沖縄戦で亡くなられた方々の冥福と世界の恒久平和を祈念するため、沖縄全戦没者追悼式を厳粛に執り行っている。

表2-29 沖縄全戦没者追悼式執行状況

年度	参列者数	特別招待者の参列状況
令和元年度	約5,100人	内閣総理大臣 安倍晋三 ほか
令和2年度	161人	なし
令和3年度	36人	なし
令和4年度	327人	内閣総理大臣 岸田文雄 ほか
令和5年度	約4,000人	内閣総理大臣 岸田文雄 ほか

※令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルスの感染防止対策に万全を期するため、規模を縮小し招待者のみで実施した。

(イ) 南洋群島沖縄県出身戦没者慰霊墓参

戦前旧南洋群島には在留邦人の80%を占める約6万人余の沖縄県出身者が在留していたといわれているが、今次大戦で戦没した軍人軍属及び民間人はおよそ1万2千余人を数えている。

これら戦没者のみ霊を追悼するため、昭和43年6月にサイパンのスペに「おきなわの塔」が建立されたが、昭和49年8月、現地の都市計画との関係で現在地のマッピーメモリアル公園内に移転、平成4年度に改修された。

昭和43年度から遺族等関係者により毎年慰霊墓参が執り行われている。平成23年度から県代表の参列は行っていなかったが、平成27年度は戦後70年の節目の年であることから副

知事が参列した。また令和元年度は大規模な慰霊墓参が最後になるとのことで、知事が参列し、戦没者の御霊への哀悼の誠、関係者への感謝の意を伝えたところである。

表2-30 南洋慰霊墓参状況

回数	累計	第46回	第47回	第48回	第49回	第50回
年月日	昭和43年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	}	5月24日	5月23日	5月25日	6月11日	8月25日
参加者別	平成26年	}	}	}	}	}
		5月29日	5月28日	5月30日	6月16日	8月30日
県代表	72人	1人	0人	0人	0人	1人
県議会代表	14人	1人	1人	1人	1人	8人
遺族代表等	7,298人	80人	47人	38人	26人	123人
計	7,384人	82人	48人	39人	27人	132人

注：累計の県議会代表の平成7年以前の数値は、不明のため遺族代表に含まれている。

(ウ) フィリピン沖縄県出身戦没者慰霊墓参

フィリピン群島では、今次大戦で軍人、軍属、戦闘協力者等約1万2千余人の県人が戦没した。

県は、戦没者のみ霊を弔い平和を祈念するため、昭和45年ミンダナオ島に「沖縄の塔」を建立（平成9年度改修）し、毎年慰霊祭を行っている。

令和元年度は大規模な慰霊墓参が最後になるとのことで、副知事が参列し、戦没者の御霊への哀悼の誠、関係者への感謝の意を伝えたところである。

表2-31 フィリピン墓参状況

回数	累計					
年月日	昭和45年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
		7月25日	7月17日	7月21日	7月20日	7月26日
参加者別	}	}	}	}	}	}
	平成26年	7月30日	7月22日	7月26日	7月25日	7月31日
県代表	67人	0人	2人	0人	1人	1人
県議会代表	13人	1人	1人	1人	1人	8人
遺族代表等	4,430人	60人	78人	50人	48人	93人
計	4,510人	61人	81人	51人	50人	102人

注：累計の県議会代表の平成7年以前の数値は、不明のため遺族代表に含まれている。

(エ) 中国沖縄県出身戦没者慰霊巡拝

中国では、今次大戦において、沖縄県出身の軍人、軍属、民間人あわせて1,729人の高い人命が失われた。

これらのみ霊の供養については、昭和56年度から中国墓参を実施し、慰霊祭を執り行っ

ている。中国には沖縄関係の慰霊塔は建立されておらず、国情を勘案して慰霊祭を執り行っていたが、平成14年度以降、中国墓参及び慰霊祭は行われていない。

表2-32 中国慰霊巡拝状況

	昭和56年～平成12年	平成13年	平成14年～
県代表	42人	中止	実施なし
県議会代表	15人		
遺族代表等	445人		
計	502人		

※ 平成元年度は、中国情勢により実施していない。

(ウ) 全国戦没者追悼式参列

今次大戦における戦没者は、全国で310万人余である。これら戦没者に対する慰霊のため、毎年8月15日に政府主催により行われる全国戦没者追悼式に多数の遺族代表が参列している。

表2-33 全国戦没者追悼式参列状況

年度 経費区分	昭和40年～ 平成30年の累計	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国費負担	1,800人	39人	0人	0人	0人
県費負担	131人	0人	0人	0人	0人
自己負担	1,646人	0人	0人	0人	0人
計	3,577人	39人	0人	0人	0人

注：昭和40年～59年の累計は、県費・自己負担の区分が不明、また、昭和60年～平成7年の累計は、県費分は自己負担の項目に加えてある。

令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、参列を見合わせている。

イ 戦没者の遺骨収集

戦没者の遺骨収集は、終戦後まず住民によって始められ、各字、市町村等で組織的に行われた。これにより大部分の遺骨が収集されたが、山野や山岳地帯、埋没壕等には未収集の遺骨が残っているため、県は昭和31年より国からの委託で遺骨収集業務を行い、山野の開発等で発見される遺骨の収集に当たっている。また、埋没壕等のように発掘の困難なものについては、昭和47年度から年次計画で国が直接遺骨収集事業を実施している。

収集した遺骨や遺留品について、身元が判明したものは遺族に引き渡し、身元不明の遺骨は、糸満市摩文仁の国立沖縄戦没者墓苑に納骨される。

令和5年3月末現在、収骨対象188,136柱のうち収骨数は185,463柱で、未収骨は2,673柱となっている。なお、未収骨柱については、海域で死亡したものや、すでに遺族が収骨したもの、爆発により飛散したもの等も含まれている。

表2-34 沖縄戦戦没者の遺骨収集状況(令和5年3月末現在)

年 度	収骨柱	累 計	主 な 収 骨 団 体			
平 成 30年度	18	185,255	① 厚生労働省	0	⑤ 修養団	0
			② 沖縄県	0	⑥ その他	18
			③ 沖縄県遺族連合会	0		
			④ 金光教	0	計	18
令 和 元年度	56	185,311	① 厚生労働省	1	⑤ 修養団	3
			② 沖縄県	4	⑥ その他	47
			③ 沖縄県遺族連合会	0		
			④ 金光教	1	計	56
令 和 2年度	57	185,368	① 厚生労働省	0	⑤ 修養団	2
			② 沖縄県	3	⑥ その他	52
			③ 沖縄県遺族連合会	0		
			④ 金光教	0	計	57
令 和 3年度	49	185,417	① 厚生労働省	0	⑤ 修養団	1
			② 沖縄県	7	⑥ その他	41
			③ 沖縄県遺族連合会	0		
			④ 金光教	0	計	49
令 和 4年度	46	185,463	① 厚生労働省	0	⑤ 修養団	0
			② 沖縄県	9	⑥ その他	37
			③ 沖縄県遺族連合会	0		
			④ 金光教	0	計	46

(8) 援護業務補助事業

援護事業の円滑な推進を図るため、団体に補助金を交付している。

表2-35 補助団体への補助金交付実績

(単位：千円)

名 称 等	年 度 別				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
(一財) 沖縄県遺族連合会 所在地：那覇市壺川1-14-1 代表者：宮城 篤正 設立許可年月日：昭和27年2月10日	1,222	1,161	1,161	1,102	1,102
(公財) 沖縄県平和祈念財団 所在地：糸満市字摩文仁444 代表者：金城 克也 設立許可年月日：昭和35年6月27日	7,867	7,473	7,473	7,100	7,100
(公財) 対馬丸記念会 所在地：那覇市若狭1-25-37 代表者：高良 政勝 設立許可年月日：平成13年7月4日	7,000	6,000	6,000	6,000	6,000

※ (財) 沖縄県戦没者慰霊奉賛会は平成18年7月1日に名称を沖縄県平和祈念財団に変更。

※ (財) 沖縄県傷痍軍人会は平成25年11月に解散。

(9) 中国残留邦人等支援給付制度及び地域生活支援事業

戦前、中国東北地方（旧満州地区）には、開拓団をはじめとして多くの邦人が在住していたが、ソ連軍の対日参戦時（昭和20年8月9日）には、成年男子の多くは関東軍に召集されていたため、残された者の大多数は老人婦女子であった。ソ連参戦以後、これらの人々は居住地を追われ、避難する途中で、中国人の妻となり中国に留まった婦人等や、両親等と生別や死別し孤児となって中国人に引き取られた子供たち、さらに、中国以外の地域（樺太等）において同様の事情にあった方々を「中国残留邦人等」と総称している。

昭和47年9月の日中国交正常化を契機として多くの残留邦人が帰国するようになった。

平成19年11月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立（現在の法律名：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）し、平成20年4月から新たな支援策を開始した。

ア 満額の老齢基礎年金等の支給

国は、特定の中国残留邦人等に対して、全期間（最長40年）の保険料相当額の一時金を支給することとし、その中から保険料追納分を控除して、当該中国残留邦人等に代わって保険料を納付することにより、満額の老齢基礎年金を支給している。

イ 支援給付制度

老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない特定の中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補完する制度として支援給付を実施している。支援給付の種類は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付等があり、ほかに必要な事項については「生活保護法」の規定の例によるものとしている。

表2-36 被支援世帯数及び被支援実人員(令和5年3月末現在)

実施機関名	中部福祉事務所	那覇市福祉事務所	浦添市福祉事務所	宜野湾市福祉事務所	うるま市福祉事務所	名護市福祉事務所	石垣市福祉事務所	糸満市福祉事務所	合計
被支援世帯数(件)	3	2	1	2	2	1	1	1	13
被支援実人員数(人)	5	3	2	3	3	2	1	1	20

ウ 地域生活支援事業

(ア) 日本語教育支援事業

日本語が不自由な方を対象に、月に2回日本語教室を開催し、日本語を学習する機会を提供している。

(イ) 支援・相談員の配置

中国語が話せる支援・相談員を配置し、日常生活の相談や助言、公的機関等のサービス利用時の通訳について支援している。

